

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大石田町長 庄司 中

市町村名 (市町村コード)	大石田町 (63410)
地域名 (地域内農業集落名)	横山田沢地区 (横山本郷、来迎寺、里、田沢、新山寺、小菅)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻、スイカ及びそばが主力作物となっている。主食用米の需要量が減少しているなか、他産地との差別化を図るため、減化学肥料、減農薬による特別栽培米の作付けに力を入れている。また「そばの里大石田」として、固有の在来種である「来迎寺在来」の栽培に特化し、風味のあるこだわりのそば栽培を行い、そば刈取組合を設立して全町あげての一元的な刈取り、乾燥調製を行い品質の安定化を図っている。

農業者の高齢化、担い手の不足等に対して、新規就農者の確保や若手農業者の育成、農業法人の立ち上げ、さらにはスイカの定植、収穫期の人手の確保等が課題となる。また、水利施設、土地改良施設の老朽化や維持管理経費の負担増等により、水稻の作付面積の減少(耕作放棄地の増加)が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を段階的に進めていく。

林地に接する地域等においては、鳥獣被害対策の一環として緩衝地帯の導入検討を行う。さらに、耕作条件が不利な圃場は、基盤整備の検討等、農業の効率化、農地の集積・集約化を進める必要がある。併せてスマート農業の取組みを進める。

水稻、スイカを中心とした複合経営を継続し、新規就農者や後継者の確保を図り、技術指導や助言等による若手農業者の育成を図っていく。

地域内での農作業の効率化を図るため、複数の農業者による農事組合法人の組織化を検討する。

スイカ収穫時期の人手の確保について、シーズンワーカーや外国人労働者等の活用も視野に入れ検討する。

人的、物理的等の諸事情により耕作困難となる農地について、草刈り、耕運等の保安全管理、また手間をかけずに農地保全が可能な作物の検討を模索していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	586.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、そのほかの農地については保全管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積率は、現在約72%であるが、農地中間管理機構を活用し、10年後の目標として80%を目指す。 また、担い手の農地交換等を中心に、点在している農地の集約化を進め、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、所有者の貸し付け意向時期等に配慮しながら、農地中間管理機構を活用し、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域の現状、気候変動への対応等、ニーズに合った基盤整備事業を土地改良区等と検討し取り組んでいく必要がある。 耕作条件が不利な圃場は、土地改良区との協議・調整等を踏まえ基盤整備を検討し、農地の集積、集約化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での農作業の効率化を図るため、複数の農家による農事組合法人等の組織化を検討する。 さらに、町、県、関係機関等が連携し、地域内外から多様な経営体の参入についても調整、検討を行い、相談から定着まで連携した取組みを実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農作業の効率化と収益性を向上させるため、農業者に対し必要な指導・助言等を行う。カントリーエレベーター、ミニライスセンターでの連携を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 近年、イノシシやクマ、シカ、サル等の出没が多発化しているため、行政や関係機関、猟友会、農業者を含む地域住民が一体となり、目撃や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を作る必要がある。具体的な活動として電気柵の設置や追い払いなど、防護と捕獲等を組み合わせた対応を行う。
- ② 減化学肥料、減農薬等で栽培している農地を、ほかの圃場からの農薬等の影響を受けにくい場所に集約化していくことを検討する。
- ③ 土地利用型作物の栽培の省力化には、スマート農業の取組みが不可欠であり、担い手や町、県のほか関係機関が協力して導入を推進する。また、基盤施設のRTK基地局の整備等を検討していく。
- ⑦ 保全を進める区域での農地等の管理の方向性については、草刈りなどのほか、鳥獣緩衝帯や、手間をかけずに生産できる作物の栽培などを検討する。
- ⑧ 「農業用施設」については、地域の担い手、JA、町等が十分協議しながら導入を検討する。農作業の受委託などにより効率化を図るため、法人による乾燥調製施設等の導入を検討する。
- ⑩ 高収益作物であるスイカの団地化拡大と、その他の高収益な作物を模索し導入を検討する。